

生徒指導重点指導項目

1. どんな理由があっても、暴力・暴言は許されない。
お互いの人格を尊重しあい、教員の指導にはきちんと従うこと。
暴力をはじめ粗暴な行為、教員の指導に従わないことがあれば嚴重に処分する。
2. 登校後は、自分のクラスできちんと授業を受けること。
学校内施設、学校周辺、自転車置き場など、関係のないところには立ち入らず、うろつかないこと。
授業終了後は、すみやかに下校し、近隣住民や店舗の迷惑になるような行為はしないこと。
3. 校内・外に関わらずゴミはゴミ箱に捨てること。
ゴミは「缶・ビン」「ペットボトル」「紙くず」などに分別してゴミ箱に捨てること。
4. 未成年者の喫煙は認められない。
学校内・外に関わらず、喫煙がみられた際には、嚴重に指導する。
成年者であっても学校内での喫煙は認められない。
喫煙具の所持（タバコ、ライター、携帯灰皿など）も指導の対象とする。
5. 金銭の貸し借りをしないこと。物品の貸し借りもみだりにしないこと。
6. 授業や試験では、席を移動してはならない。
教員の指示に従い、他の生徒の迷惑にならないように授業を受けること。
7. 授業や試験での携帯電話の使用は認められない。必ず電源を切ること。
試験中に携帯電話を使用するなどの不正行為を行った場合、即刻、試験を中止し、退室させる。以後、当日の受験は認められない。
8. 自動車の乗り入れは禁止。
単車の乗り入れは事故防止などのために「許可制（登録制）」である。
「許可制（登録制）」の単車（バイク）は125cc以下とする。それ以上は認めない。
生徒指導部で必ず申請し、許可証を車体に貼ること。
許可のないバイクの乗り入れは禁止。乗り入れた際には嚴重に指導する。
見つけた際はチェーンで施錠するが、車体への傷など一切責任を負いません。
単車（バイク）で通学する生徒は、校門前でいったん停止し、必ずエンジンを止め、押して校内に入ること。下校時も同様、指導対象である。
校内では単車（バイク）を運転しないこと。
2人乗りでの登下校を認めない。
ヘルメットを着用せずの登下校は認めない。
以上のことが守られない場合は嚴重に指導する。
9. 部外者を連れてこないこと。
部外者を校内に入れる事は禁止する。発見次第警察へ通報する。
部外者を連れてきた生徒も指導する。